（現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則の一部改正）

第四条　現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（現場写真の作成） **第三条**　警視庁、府県警察本部若しくは北海道警察の方面本部の鑑識主務課（以下「府県鑑識課」という。）又は警察署は、犯罪現場に臨場したとき又は次項の規定による依頼を受けたときは、現場写真を作成しなければならない。ただし、事件の性質により必要がないと認めるときは、その作成を省略することができる。 ２　関東管区警察局サイバー特別捜査隊は、犯罪現場に臨場する場合において必要があると認めるときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は警察署に対して、現場写真の作成を依頼することができる。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（現場写真の作成） **第三条**　警視庁、府県警察本部若しくは北海道警察の方面本部の鑑識主務課（以下「府県鑑識課」という。）又は警察署は、犯罪現場に臨場したときは、現場写真を作成しなければならない。ただし、事件の性質により必要がないと認めるときは、その作成を省略することができる。 ［項を加える。］

（犯罪捜査規範の一部改正）

第五条　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した条（以下この条及び第二十条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第十八章　略］ 第十九章　雑則（第二百七十条―第二百七十六条） 附則 （関東管区警察局の警察官が行う捜査への適用） **第二百七十五条**　関東管区警察局の警察官（警察法第六十一条の三第一項の規定による指示により派遣された者を含む。）が行う捜査に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	目次 ［第一章～第十八章　同上］ 第十九章　雑則（第二百七十条―第二百七十五条） 附則 ［条を加える。］

第十六条の見出し、第十七条、第二十条第二項各号列記以外の部分、第二十二条第二項、第四十七条、第百八十二条の六、第二百二十五条、第二百二十六条第二項及び第三項（第二百三十条第四項において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第二項、第二百二十九条、第二百三十条第五項及び第七項並びに第二百三十八条	警察本部長	関東管区警察局長